

令和5年度事業実績報告書・令和6年度事業計画書 1
 東部地域包括支援センター

1 基本情報

(1) 事業所情報 (令和6年4月1日時点)

名称	流山市東部地域包括支援センター		
所在地	流山市野々下2丁目488番地5		
法人名	社会福祉法人 流山あけぼの会		
センター長	崎尾 直子		
職員体制	保健師その他これに準ずる者		2人
	社会福祉士その他これに準ずる者		3人
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1人
	(事務員)		0人

(2) 担当地域情報 (令和6年4月1日時点)

担当地域	西松ヶ丘1丁目/松ヶ丘1～6丁目/向小金1～4丁目/前ヶ崎/名都借/宮園1～3丁目/思井/思井一丁目/中/芝崎/古間木/前平井/後平井/野々下1～6丁目/長崎1～2丁目		
人口	40,381人		
65歳以上人口	10,678人	(高齢化率)	26.4%
75歳以上人口	6,524人		
要介護者数・要支援者数	2,092人	(対65歳以上人口)	19.6%
居宅介護支援事業所	7か所		(令和6年3月時点)
介護保険事業所等	訪問介護事業所		11か所
	訪問看護事業所		3か所
	通所介護事業所 (地域密着型含む)		11か所
	通所リハビリテーション事業所		1か所
	訪問リハビリテーション事業所		2か所
	短期入所生活介護事業所		3か所
	短期入所療養介護事業所		1か所
	特定施設入居者生活介護事業所		4か所
	介護老人福祉施設(地域密着型含む)		3か所
	介護老人保健施設		1か所
	認知症対応型共同生活介護事業所		4か所
	認知症対応型通所介護事業所		0か所
	小規模多機能型居宅介護事業所		1か所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		0か所
定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所		0か所	
ケアハウス		1か所	
			(令和6年3月時点)
地域包括支援センターの運営方針	・地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療・介護・福祉・予防のサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の中心的役割を担う機関となることを目指す。 ・高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な相談援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援する。		
地域特性と課題	国道6号線を挟み、松戸市、柏市に隣接している。東部地域の65歳の人口にほぼ変化はないが、75歳以上の人口が増加。東部地区全体の高齢化率はやや減少しているが、75歳以上の占める割合が増加傾向にある。 老人会のサロンやふれあいの家など、高齢者が身近に参加できる場が多く、住民主体型サービスなど地域活動が活発な地域。各々の地域で活動が再開され、参加者も増加傾向にある。活動の場への交通の便の悪さや、地域活動の担い手不足、若い世代や新たに住み始めた住民に対し、地域活動への参加をどう働きかけていくか等、地域活動が継続的に行われる仕組みづくりが課題となっている。		

令和5年度事業実績報告書・令和6年度事業計画書 2
東部地域包括支援センター

2 概要(重点目標)

(1) 令和5年度事業報告(重点目標)

重点目標 1	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていけるよう、地域の中でのネットワークの構築を目指す。
	(具体的対策) 【周知活動】機関誌「絆」の発行、地域への配布。包括支援センターのチラシを地域の拠点となる公共機関、店舗等への配布、介護予防教室(年2回)や出前講座(随時)、ホームページでの包括支援センターの案内・周知の実施。地域資源マップの更新と地域への配布。 【ネットワーク構築】地域ケア会議、地域連携推進会議、ケアマネ交流会の開催、民児協定例会への参加。高齢者が孤立しないよう支援体制を構築していく。障害者関係機関、権利擁護関係機関との連携の推進。地区診断の実施。
	(実績) 【周知活動】機関誌「絆」の配布(104か所)、介護予防教室(年2回)、いきいきサロンや出前講座(年15回)にて包括の周知を実施。マップについては今年度はニーズの高い情報に関して更新を行い、運動以外の地域活動情報を追加した。地域連携推進会議や、民児協ブロック会議、出前講座、ケアマネのつどい等で地域住民、居宅介護支援事業所へ配布した。 【ネットワーク構築】地域連携推進会議(4回)、地域ケア個別会議(3回)、自立支援型地域ケア会議(1回)、ケアマネ交流会(3回)開催。民児協定例会へ参加。地域連携推進会議には自治会長や学校支援コーディネーター、障害者相談事業所の参加を得た。また、障害者関係機関とケアマネのつどいでの情報交換、ケースに応じて連携を図った。権利擁護関係の会議等に参加し支援体制を強化した。
(評価) 【周知活動】機関誌や出前講座等での周知活動を継続し、家族や地域住民の方から相談を受け、支援に繋ぐことができています。マップは更新作業の効率化を図りつつ、地域住民や居宅介護支援事業所への情報提供ができた。 【ネットワーク構築】年間を通じて地域住民同士のつながりに焦点を当て、地域活動の活性化に向け取り組み、地域連携推進会議に他地区の自治会長の参加を得て情報共有ができた。地域の個別ケースについて課題や具体的な取り組みについて検討し、関係機関や地域との連携の重要性を再確認することができた。	
重点目標 2	「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向け、認知症の理解を深める啓発活動を行うと共に、認知症の方や家族を支援する体制づくりに取り組んでいく。
	(具体的対策) 【啓発活動】認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座を開催。出前講座で周知や予防の声掛けを行う。自治会からのアンケート情報に基づき、より身近な地域で認知症サポーター養成講座や出前講座開催を検討。 【体制づくり】あじさい広場(年6回)開催。認知症地域支援推進員会議への参加。出前講座の際に、相談を受ける体制を継続。
	(実績) 【啓発活動】認知症サポーター養成講座(年7回352名)、フォローアップ講座(年2回)、出前講座(年6回)、認知症の理解、予防について働きかけた。より身近な地域での講座開催を目指し、自治会に向け、地域連携推進会議で直接開催の働きかけを実施。 【体制づくり】あじさい広場(年6回)を継続して開催。認知症地域支援推進員会議への参加。出前講座の際に、相談を受ける体制の継続。
(評価) 【啓発活動】地区内全小学校や自治会、図書館職員、市民向け認知症サポーター養成講座を開催できた。市民向けの他、昨年に続き自治会でフォローアップ講座を開催し、地域の中でできる事について考え意見交換することができた。 【体制づくり】あじさい広場は周知活動を積極的に行い、新規参加者の増加に繋がった。出張相談の体制を継続することで、相談に繋がるケースがあった。地域に出向き、相談者が気軽に相談できる体制を継続した。	
重点目標 3	高齢者が安心して生活できるよう高齢者の権利を守る体制を整える。
	(具体的対策) 【消費者被害】被害状況を関係機関と共有し、地域住民へ注意喚起を行う。包括来訪者や訪問先、ケアマネへ被害防止に向けた情報提供を行う。 【成年後見制度】ケアマネへ適正な制度活用に向けた情報提供を行う。ケース毎に司法関係者・成年後見推進センターに相談し連携体制を維持する。 【虐待対応】地域住民・関係者に虐待予防、早期発見・発信の働きかけを行う。個別に対しては市と協働して対応する。
	(実績) 【消費者被害】相談件数3件。関係機関と情報共有等を行い、独自資料を作成し、自治会への出前講座や訪問来所者へ配布。また、機関誌「絆」にて注意喚起を行った。民児協、ケアマネのつどいにて情報共有を実施。 【成年後見制度】ケアマネに対し個々のケースで適正な利用に向けた情報を提供した。ケースごとに関係機関と連携を取り支援を行うと共に、関連会議に参加し連携体制を維持した。あじさい広場や出前講座で住民に向け、制度の周知を行った。相談件数13件、うち申立て4件。 【虐待対応】虐待通報7件(うち虐待有判断2件)。デイにて高齢者虐待予防、施設虐待の勉強会を開催。虐待リスクの高いケースに対し、あじさい広場等の必要な情報を提供した。高齢者虐待防止ネットワークや対応検討会、虐待や8050問題に関する研修へ参加した。
(評価) 【消費者被害】関係機関と情報共有し、市内の被害状況について地域住民やケアマネに注意喚起を行うことができた。 【成年後見制度】個々のケースでは関係機関と連携し対応できている。制度を周知し、本人からの相談件数が増加。任意後見制度を含む適正な制度利用に繋がった。 【虐待対応】デイで初めて職員向けに勉強会を開催。虐待予防の目的でメンタルヘルスのパンフレットを介護者に配布し、予防の視点を持った支援を行った。虐待と判断をしなかったケースも、今後虐待に移行しないよう、市や関係機関と連携を図り対応した。	

(2) 令和6年度事業計画(重点目標)

重点目標 1

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていけるよう、地域の中でのネットワークの構築を目指す。
(具体的対策) ①機関誌「絆」の発行、地域への配布。包括支援センターのチラシを地域の拠点となる公共機関、店舗等への配布、介護予防教室(年2回)や出前講座(随時) ②地域情報の整備。「生活お役立ち情報」による情報提供。ホームページ、カナミックなどの活用。 ③地域ケア会議、地域連携推進会議、ケアマネ交流会の開催、民児協定例会への参加により、高齢者が孤立しないよう支援体制を構築していく。障害者関係機関、権利擁護関係機関との連携の推進。地区診断の実施。

重点目標 2

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向け、認知症の理解を深める啓発活動を行うと共に、認知症の方や家族を支援する体制づくりに取り組んでいく。
(具体的対策) ①認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座を開催。新たに中学校、高校での認知症サポーター養成講座開催を働きかける。出前講座で周知や予防の声掛けを行う。自治会に向け認知症サポーター養成講座や出前講座の働きかけを継続。 ②あじさい広場(年6回)開催。認知症地域支援推進員会議への参加。出張相談の機会を増やしていけるよう、地域と調整していく。

重点目標 3

高齢者が安心して生活できるよう高齢者の権利を守る体制を整える。
(具体的対策) ①消費者被害の被害状況を関係機関と共有し、高齢者へ注意喚起を行う。包括来訪者や訪問先、ケアマネへ被害防止に向けた情報提供を行う。 ②ケアマネへ適正な制度活用に向けた情報提供を行う。ケース毎に司法関係者・成年後見推進センターに相談し連携体制を維持する。 ③地域住民・関係者に虐待予防、早期発見・発信の働きかけを行う。個別に対しては市と協働して対応する。

令和5年度事業実績報告書・令和6年度事業計画書 3
東部地域包括支援センター

3 各業務

	令和5年度事業報告				令和6年度事業計画			
	計画	実施	評価	目標	計画			
総合相談支援業務	1.地域ネットワーク ①地域連携推進会議開催。 ②民生児童委員協議会定例会へ出席。地域ケア会議や勉強会等への参加を依頼し連携強化を図る。 ③地域行事参加や出前講座等により周知活動を継続。機関誌「絆」年3回発行 ④関係機関の連携強化を図り、多職種協働による支援ネットワークを構築していく。地区診断を継続・社会資源マップの更新・配布。 2.総合相談 多様な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的な支援に対し地域の関係機関と連携を図り、取り組んでいく。 研修に参加し職員のスキルアップを図る。	総合相談 電話 (延) 1,694件 来所 (延) 524件 訪問 (延) 693件 その他 (延) 8件 計 (延) 2,919件 地域包括支援ネットワーク構築 住民同士の関わりを年間のテーマとして地域連携推進会議を開催。ケアマネのつどいと合同で、各関係機関の役割を共有し関係づくりを行った。民児協定例会、地区社協行事、出前講座にて、包括の周知や連携強化に努めた。機関誌「絆」にて包括の活動の周知。(年3回)マップは、ニュースの高い情報に絞り情報を更新。地域での運動以外の活動の情報を整理。 実態把握 要支援認定を受けた方で、必要性の高い方や民生委員・地域住民などから依頼のあった方に対して実態把握を実施し必要な支援に繋いだ。 その他 出前講座の後に、個別相談対応を継続。職員の研修参加(年21回)	1.地域ネットワーク ①自治会同士の繋がりを意識し情報交換を行った。 ②包括主催の会議へ参加してもらうことで連携強化を図った。 ③包括の地域全体への周知を目指し、各地域で行われる集まりへの参加や、機関誌の全戸回覧を行った。 ④会議や勉強会、個々のケースを通じて関係機関との連携強化を行った。情報を絞り込み、見やすさを重視して情報更新できた。 2.総合相談 地域住民、民生委員、関係機関からの相談を受け、必要な支援に繋ぐことができた。ケースに応じたケアマネや行政、関係機関と連携し対応。精神疾患、発達障害の方への支援方法等、研修内容を包括内で共有し職員のスキルアップを図った。	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう地域ネットワークをより強いものにしていく。 地域の相談窓口としての包括の周知を図り、適切な対応ができる。	1.地域ネットワーク ①地域連携推進会議開催。 ②民生児童委員協議会定例会へ出席。地域ケア会議や勉強会等への参加を依頼し連携強化を図る。 ③地域行事参加や出前講座等により周知活動を継続。機関誌「絆」年3回発行 ④関係機関の連携強化を図り、多職種協働による支援ネットワークを構築していく。地区診断の実施。社会資源情報の更新。 2.総合相談 多様な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的な支援に対し地域の関係機関と連携を図り、取り組んでいく。 研修に参加し職員のスキルアップを図る。			
権利擁護業務	1.虐待対応 ①支援が必要な場合、市や関係機関と連携・協働し、迅速に対応する。 ②虐待防止ネットワークへ出席し、虐待に関する情報を共有し、関係機関等と虐待対応について協働する。 ③虐待予防、早期発見・発信の取り組みを行う。 2.消費者被害防止等 被害相談があった際は、消費生活センター等の関係機関に情報提供・連携し、被害回復に向け支援を行う。地域住民、ケアマネに向け被害防止の周知・注意喚起を行う。 3.成年後見制度 判断能力の不十分な高齢者に対し、成年後見制度の活用を支援する。関係者・地域住民に向け、制度の正しい理解・普及啓発を行う。成年後見推進センターとの連携を図る。	虐待の防止・対応 通報受理件数 (実) 7件 (うち虐待ありと判断) (実) 2件 市や関係機関と連携・共有し、協働して対応。虐待防止ネットワーク、虐待対応検討会に参加し情報共有。虐待防止研修に参加。介護者のフォローや早期発見・発信に対する取り組みを実施。デイに対して勉強会を実施。 消費者被害の防止・対応 相談は4件、実害2件。自治会へ出前講座実施。関係機関と被害状況について共有し、独自資料を作成。ケアマネのつどい、ブロック会議にて注意喚起を実施。機関誌「絆」に警察より話をもらい、地域へ配布。 成年後見制度等の普及啓発 出前講座や成年後見推進センターを講師に招きあじさい広場で住民に向け制度について説明し、必要時関係機関に繋ぎ、適正な制度活用に向け働きかけた。 判断能力を欠く状況にある人への支援 成年後見制度 (実) 13件 (うち申立て支援) (実) 6件 (うち市長申立て) (実) 0件 日常生活自立支援事業 (実) 2件 ケースの状況に応じ、成年後見推進センターや市民後見人の会、法律専門職等の関係機関へ繋いでいる。 その他	1.虐待対応 ネットワーク会議に出席し情報を共有、関係機関と連携を図りケース対応した。虐待に繋がる可能性があるケースについて関係機関と連携を図り、虐待予防の対応ができた。 2.消費者被害防止等 関係機関と協力し作成した独自資料配布や「絆」を全戸回覧し、地域全体に幅広く注意喚起を行うことができた。 3.成年後見制度 任意後見についての相談等、住民からの相談件数増。出前講座や、成年後見専門の講師を招きあじさい広場で、制度の理解について住民に周知できた。今後もケアマネや住民へ、制度の理解と適正な制度活用に向けた働きかけが必要。	高齢者の権利侵害を未然に防ぎ、権利が守られていないケースにおいて、積極的に介入し人権・権利を守るよう迅速に対応する。 ②虐待防止ネットワークへ出席し、虐待に関する情報を共有し、関係機関等と虐待対応について協働する。 ③虐待予防、早期発見・発信の取り組みを行う。 2.消費者被害防止等 ①被害相談があった際は、消費生活センター等の関係機関に情報提供・連携し、被害回復に向け支援を行う。 ②高齢者、ケアマネに向け被害防止の周知・注意喚起を行う。 3.成年後見制度 ①判断能力の不十分な高齢者に対し、関係機関と連携し適正な成年後見制度の活用を支援する。 ②関係者・地域住民に向け、制度の正しい理解・普及啓発を行う。				
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1.関係機関とのネットワークの構築支援 2.ケアマネ同士のネットワーク構築支援 3.ケアマネの実践力向上支援 4.個々のケアマネへのサポートの充実を図る 5.居宅介護支援事業所の主任ケアマネとの連携	体制構築 ケアマネ交流会 (回) 6回 (延) 153人 地域支援、障害分野との連携、また、ケアマネ同士の横の繋がりを強化するための体制構築を目的に交流会を実施。 ケアマネへの個別支援 相談件数 (延) 372件 各ケアマネに合わせたサポートを心掛け適切な役割で関わることができるよう包括内で共有・検討を行ないサポート体制を整えた。 地域ケア会議 推進 4件 個別 3件 自立支援型 1件 【構成員】歯科医師・歯科衛生士・管理栄養士・作業療法士・ケアマネ・訪問看護師・障害相談支援員・学校支援CD・民児協・地区社協・自治会・生活支援CD・行政・主任ケアマネ・社会福祉士・看護師 その他 虐待とは言いきれないがリスクの高いケースについてケアマネを中心に虐待予防の視点を持ち支援にあたることのできるよう関係者会議を開催しリスクや状況変化時の対応について共有を図った。	1.関係機関とのネットワークの構築支援 「地域連携」「障害者支援との連携」をテーマに関係機関と事例を交えて具体的な支援方法について意見交換や対応を検討することができた。 2.ケアマネ同士のネットワーク構築支援 ケアマネ同士の横の繋がりの強化を目指して情報交換会を行った。 3.ケアマネの実践力向上支援 「地域ケア個別会議」「情報交換会」を通してケアマネの実践力の向上を目指した。 4.個々のケアマネへのサポートの充実を図る 支援困難ケースを中心に一緒に考える(対応していく)というチーム感を重視し、ケアマネに寄り添ったサポートを心掛けた。 5.居宅介護支援事業所の主任ケアマネとの連携 個別地域ケア会議への参加や個別ケースを中心に連携を図った。	包括的・継続的ケアマネジメントを対象とするすべての高齢者に提供するために包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と個々の介護専門員のサポートを行う。	1.関係機関とのネットワークの構築支援 2.ケアマネ同士のネットワーク構築支援 3.ケアマネの実践力向上支援 4.個々のケアマネへのサポートの充実を図る 5.居宅介護支援事業所の主任ケアマネとの連携			
第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)	1.介護予防ケアマネジメント業務を適切に実施する。自立支援の視点を持った適切なケアマネジメントに努めていく。 2.制度や地域の活動を理解し、ケアマネや地域住民への情報提供を行い、適切な活用につなげていく。	包括作成件数 総合事業対象者 19件 要支援1 816件 要支援2 610件 小計 1,445件 委託事業所作成件数 総合事業対象者 69件 要支援1 1,031件 要支援2 832件 小計 1,932件 合計 3,377件 その他 運動以外の地域活動の情報を追加。	1.自立支援の視点を持ち、サービスの適正な利用ができるよう、ケアマネジメント力の向上が必要。 2.地域内で行われている活動等ニュースの高い情報を整理し、地域のケアマネや住民へ周知。	住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、自立に向け本人の主体的な活動の支援と、参加意欲を高めるための働きかけを行う。				
事業間連携	1.認知症ネットワーク ①「あじさい広場」「介護者のつどい」開催 ②認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座を開催 ③行政と協力しケースの対応や、地域へ認知症理解について普及啓発を行う。 2.介護予防のための取り組み ①介護予防教室開催 ②出前講座等で地域へ出向き介護予防の普及啓発を行う。 ③地域の社会資源情報の把握及び活動推進の支援を行う。 3.市の事業との連携を図る。 ①生活支援コーディネーターと協力し生活支援体制を整備 ②在宅療養に向けた啓発活動	一般介護予防事業 名都借福祉会館、生涯学習センターにて講師を招き「運動の必要性を理解する」をテーマに開催。参加者28名。 生活支援体制整備事業 地域ケア会議、地域連携推進会議にて生活支援コーディネーターと連携を図った。 在宅医療介護連携推進事業 市民公開講座開催、おうち療養情報紙の発行に委員として参加。最期まで自宅で過ごす為、情報の周知を実施。 認知症の人やその家族への支援 認知症サポーター養成講座 (回) 7回 (延) 352人 家族会 (回) 6回 (延) 30人 認知症地域支援推進員としての活動 認知症地域推進員会議へ参加。 認知症初期集中支援チームとの連携 1件のケースを中心に連携を図った。 その他 家族会にて「デイサービスと認知症の方の対応方法」、介護者のつどいで「成年後見制度について」、「福祉用具について」の講座を実施。 認知症サポーターフォローアップ講座を、市民、自治会対象に開催。生涯大学校での講座へ参加。新入職員のキャラバンメイト養成講座受講。	1.認知症ネットワーク ①家族会6回のうち介護者のつどいを2回開催。新規の参加者が増加。 ②各小学校や図書館、自治会で認知症理解について伝えることができた。中学校での開催の働きかけを行った。 ③認知症フォローアップ講座で行政と協力し、市の認知症施策の現状や見守りシールについて周知。 2.介護予防のための取り組み ①2つの地区で介護予防教室を開催し前年度より参加者が増加。 ②出前講座は自治会、ふれあいの家等で15回実施。 ③運動以外の地域活動の情報を追加。地域連携推進会議にて地域活動の中心となる自治会運営について意見交換できた。 3.市の事業との連携 ①包括主催の会議に参加してもらい、地域の現状について共有した。 ②訪問診療の情報を整備した。出前講座にて「老い支度」開催。	1.認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、認知症の方やそのご家族を支援する体制を構築する。 2.地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護予防の取り組みを促進していく。	1. ①家族会等を通じて介護者のサポートを継続する。 ②認知症について理解者を増やし、地域での支援体制を整える。 ③早期相談、対応に繋がられるよう、包括の周知を継続し、住民が気軽に相談できる環境を整える。 2. ①介護予防教室開催 ②出前講座等で地域へ出向き介護予防の普及啓発を行う。 ③地域の社会資源情報の把握及び周知。			